

令和4年度 BSE 検査に係る死亡牛搬入日程

1頭あたりの死亡牛BSE検査手数料は**7,400円**です。なお、国の事業(委託先:長野県畜産会)である「牛疾病検査円滑化推進対策事業」により、牛の所有者に支払われる**補助金の上限額は同額(7,400円)**ですので、**実質的な負担は生じません。**

対象月齢について

以下の①～③については、**BSE 検査を行う必要があります**

- ① **96 か月齢以上の死亡牛**
- ② **48 か月齢以上の起立不能を示す死亡牛**
例:死亡前に歩行困難、起立不能などであった牛
- ③ **全ての月齢での BSE を疑う症状のある死亡牛**

例:興奮しやすい、音や光・接触等への過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉や柵等の障害物におけるためらいなどの行動変化があった牛

- 対象月齢以上の死亡牛は、法律でBSE検査が義務付けられています。死亡牛は、**個体識別番号・耳標等により必ず月齢を確認してください。**
- 死亡牛の死体の処理は、必ず専門業者に委託してください。
許可なく埋却することは、禁じられています。
- 96 か月齢未満の起立不能牛については、**獣医師の検案書を添付してください。**

死亡牛の搬入は、開庁日、長期連休及び年末年始に搬入対応します。

- 開庁日の受入:平日(原則、13時から15時まで)
- 長期連休の受入:なし
- 年末年始の受入:令和4年12月31日(土)(原則、9時から15時まで)
- 搬入日程の詳細は、2枚目をご覧ください。

定期報告未提出の方は×切が過ぎています
大至急、提出をお願いします!!

既に提出済みの方は、ご協力
ありがとうございました



